

## 会員及び加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本学生航空連盟（以下、「当連盟」という）の会員に関し必要な事項を定め、資格及び地位を明確にすることを目的とする。

(会員制度)

第2条 当連盟の事業趣旨に賛同し、これを支援し参画する団体または個人を会員とする。

(会員の種別並びに会費)

第3条 会員並びに会費は、次の通りの区分とする。

| 会員の種別並びに説明 |  | 会 費   |
|------------|--|---|
| 加盟校会員      | 理事会が加盟を承認した団体で、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校またはそれに準じる組織において結成を承認された学生航空団体。構成員は加盟校航空部に所属する学部学生、大学院学生、生徒 | 以下の合計金額を年会費<br>学部学生・生徒×7,000円<br><br>大学院生または入部4年<br>経過者 ×5,000円 |
| 社会人団体会員    | 当連盟の事業趣旨に賛同し、理事会が加盟を承認した航空スポーツ団体で、加盟校卒業者の組織する団体、地域社会団体、協賛企業に所属する団体またはそれに準じるもの                | 年会費 50,000円   |
| 名誉会員       | 理事会が特に名誉会員として推挙した個人  | なし  |
| 法人賛助会員     | 当連盟の事業趣旨に賛同し、グライダースポーツを支援する法人で、事務局が加盟を承認したもの   | 年会費 30,000円   |
| 賛助会員       | 当連盟の事業趣旨に賛同し、グライダースポーツを支援する個人で、事務局が加盟を承認したもの   | 年会費 10,000円   |

注1：入部1年次の学生及び生徒に対してはログブック等の配布物実費（約2,000円）を別途請求する。

(入会手続)

第4条 加盟手続きは次の通りの手続きとする。

(1) 加盟校会員

所属している大学、高等専門学校、専門学校または高等学校が、第3条の資格を証明する書類を添えて当連盟に申し込む。

(2) 社会人団体会員

団体の設立経緯を説明する書類及び当連盟安全管理規程を遵守する旨の誓約書を添えて当連盟へ申し込む。

- (3) 名誉会員  
事務局又は理事が理事会へ推薦する。
- (4) 法人賛助会員及び賛助会員  
申込書及び所定の会費銀行自動引き落とし承諾書を添えて当連盟へ申し込む。

(会員の継続)

第5条 年次継続手続き

- (1) 会員資格の継続を希望するものは、年会費を当連盟に納入する事によって会員資格を継続することができる。
- (2) 第1項の規定に関わらず、会長の判断により会員の継続を留保する場合がある。

(理事会への報告)

第6条 専務理事は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

(会員の特典)

第7条 会員は以下の特典を有するものとする。

- (1) 加盟校会員  
定款に定める全事業への参加。ただし、定款第4条第2項に定める競技会への参加資格は入部から満4年までの学生及び生徒に限られる。尚、競技会参加資格の詳細は各競技会規程に定める。
- (2) 社会人団体会員  
定款第4条第2項に定める競技会の参加を除く滑空場の利用、所有する滑空機の定置、宿泊設備の利用及び講習会への参加。ただし、上記利用料金は各訓練所の定めるところによる。
- (3) 法人賛助会員及び賛助会員  
広報誌及び記念品の配布、当連盟の主催する講習会などへの参加、滑空場施設の利用。ただし、利用料金は各訓練所の定めるところによる。
- (4) 名誉会員  
賛助会員に同じ

(年会費の使途)

第8条 前条の年会費は、その50%を超える金額を公益目的事業費に使用するものとする。

(退 会)

第9条 各種会員は、当連盟に対して退会の意思を表明することによって退会することができる。ただし、既に納入した年会費の返却は行わない。

(除 名)

第10条 各種会員が当連盟の信用または名誉を傷つけたときは、当連盟はその会員を除名することができる。その際、年会費の有効期間中であっても年会費の返却は行わない。

(補 則)

第11条 この規程に定めのない会員に関する必要な事項は会長が別に定め、特に重要な事項については理事会でこれを定める。

(附 則)

1. この規程は、公益財団法人日本学生航空連盟の登記の日から施行する。
2. この規程は、2012年11月17日改定実施する。
3. この規程は、2013年6月8日改正実施する。
4. この規定は、2014年5月31日改正実施する。